

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和7年12月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店
登米市迫町佐沼字萩洗2丁目12番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
マルホンカウボーイ佐沼店、セリア・ユニクロ佐沼店	クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

4 変更の年月日

- (1) 令和7年2月28日
- (2) 別紙のとおり

5 届出年月日

令和7年10月16日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

7 縦覧期間

令和7年12月23日から令和8年4月23日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

小売業者一覧
(変更前)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	本間物産株式会社	代表取締役 東海林誠	山形県飽海郡遊佐町比子 字白木 2 3 番 3 6 2	退店 (令和7年2月27日)
2	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濑二丁目 3 8 番地	
3	株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井正	山口市佐山 1 0 7 1 7 番 地 1	

(変更後)

No.	氏名(名称)	法人の場合 代表者氏名	住所	備考
1	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町 2 5 1 2 番地	入店 (令和7年2月28日)
2	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濑二丁目 3 8 番地	
3	株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井正	山口市佐山 1 0 7 1 7 番 地 1	